

## 「農業サポートローン」(プロパー)

一関信用金庫  
令和5年4月1日現在

1. 商 品 名	「農業サポートローン」(プロパー)
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記①、②のいずれかに該当する個人または法人</li> <li>①個人農業者 当金庫の営業区域内で事業を営む個人農業者（兼業農家含む）</li> <li>②法人農業者 農業事業を営む法人、または農業に新規参入する法人であること</li> <li>・ 当金庫の融資審査基準を満たし返済が確実であると見込まれる方</li> </ul>
3. お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業に必要な運転資金または設備資金（農機具・資材・農地購入資金等）</li> <li>・ 農業に係る運転資金または設備資金、当初資金使途が農業に関する他行借り換え資金</li> </ul>
4. ご融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1事業先 1,000万円以内（10万円単位） （運転資金500万円以内・設備資金1,000万円以内）</li> <li>※認定農業者は3,000万円以内</li> </ul>
5. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転資金 5年以内</li> <li>・ 設備資金 10年以内（据置1年以内を可）</li> </ul>
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当金庫所定の金利（変動金利）（金利については窓口でお問い合わせください）</li> <li>※認定農業者は3,000万円以内 （尚、金融情勢の変化等により金利を見直す場合があります）</li> </ul>
7. ご返済方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元金均等分割返済（毎月払い・半年払い・年払い）</li> <li>・ 当金庫ホームページ「ローンシミュレーション」で返済額の概算について試算いただけます</li> </ul>
7. 担 保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則不要 ※但し不動産取得（農地・畜舎等）の場合は必要</li> </ul>
8. 保 証 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人農業者：1名以上（原則後継者、配偶者）</li> <li>・ 法人農業者：代表者1名</li> </ul>
9. 手 数 料 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部または全部繰上償還の場合、別途手数料3,300円（税込）がかかります。約定返済額を変更する等の条件変更の場合は別途手数料5,500円（税込）がかかります。詳しくは窓口でお問い合わせ下さい</li> </ul>
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部署（9時～17時、電話：0191-23-6111）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置：東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます</p> <p>その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、</p> <p>②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所にお問い合わせください</p>
11. そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お申込に際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。また現在のご融資利率やご返済の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください。</li> <li>・ 農業認定者とは、農業経営基盤強化促進法第12条に基づき、農業経営の目標に向けて自らの創意工夫により作成した農業経営改善計画について市町村の認定を受けた農業者をいいます。</li> </ul>